

① 計画の位置づけ・対象期間

◇前期基本計画の位置づけ

橿原市第3次総合計画は、基本構想と基本計画からなります。基本構想は今後10年間の本市の方向性を示す10の都市像で構成されています。基本計画は、基本構想に掲げる都市像を実現するための具体的な施策・事業を体系的に明らかにしたものであり、本市の総合的なまちづくりの指針となるものです。

◇対象期間と構成

基本構想の対象期間である10年間で、社会状況の変化に的確に対応するため、おおむね5年程度をめぐりに内容の見直しを行います。平成20年から24年までの5か年を前期基本計画の計画期間とします。

■基本構想

計画期間
10年間 平成20年度～平成29年度

本市の「目指す都市像」及び「まちづくりの指針」と、その「実現のためのまちづくりの方向性」を定めました。

その上で「市民への期待」、「市役所の役割」を明確にすることによって、基本構想を市民と行政との「協働戦略」として位置づけました。

■基本計画

計画期間
5年間 平成20年度～平成24年度

基本構想で示された10年間にわたる「目指す都市像」を実現するために、市役所が進めていく施策の内容を明らかにした市政の基本的な計画です。

基本構想 [平成20年度～平成29年度]

前期基本計画
[平成20年度～平成24年度]

後期基本計画
[平成25年度～平成29年度]

実施計画ローリング

実施計画ローリング

実施計画ローリング

実施計画

計画期間
3年間のローリング

基本計画に定められた施策を進めていくための市政の具体的な事業の計画で、ローリング方式によって毎年見直しを行うこととします。

② 策定の趣旨・背景

基本計画は、市の将来像を示した「基本構想」で定めた10の都市像を実現するための施策を行政分野ごとに体系的に示したものです。

基本構想は、「市民と行政の協働によるまちづくり戦略」として位置づけ、10年間の長期的な構想として多くの市民の皆さんの意見を取り入れて作り上げたものですが、基本計画は、基本構想を基に具体的なまちづくりの方向性・取組内容を表した5年間の中期的な計画であり、主に庁内プロジェクトとして組織した政策立案チーム・行財政運営検討チームにおいて検討を重ね、職員自らの手で作り上げました。

今回の橿原市第3次総合計画前期基本計画では、基本構想を実現するための56の施策を掲げています。それぞれの施策については、具体的に「基本方針」・「現状と課題」、市の事業内容である「今後の取組」、そして、市民の皆さんの御協力をいただく活動内容として「市民等との役割分担」の3つに整理して記載しました。さらに施策指標及び目標値を設定し、より分かりやすく、実効性の高い計画を目指しています。

「基本構想」及び「基本計画」から成る「橿原市第3次総合計画」を着実に推し進めることで、市民と行政による協働のまちづくりを実現していきます。

